

ごみ集積所設置要領

環境政策課

《ごみ集積所の設置基準》

1. 位置及び面積

- ① ごみ集積所の位置は、公道に隣接した場所に入居者の利便性を考慮して配置すること。
- ② 概ね戸数15戸を1ブロック（単位）とし、ブロックごとに1箇所設置すること。ただし、集合住宅を除く。
- ③ 隣接地の占有者または管理者と十分な協議を行い、承諾を得た位置に設置すること。
- ④ ごみ集積所用地の土留めが不要になる位置とすること。
- ⑤ ごみ集積所の面積は、世帯数（区画数）に**0.3㎡※**を乗じた面積以上を確保すること。ブロック等を除いた有効面積（内法）とする。
※ 1住戸の占有床面積が35㎡以下の小規模共同住宅については0.2㎡

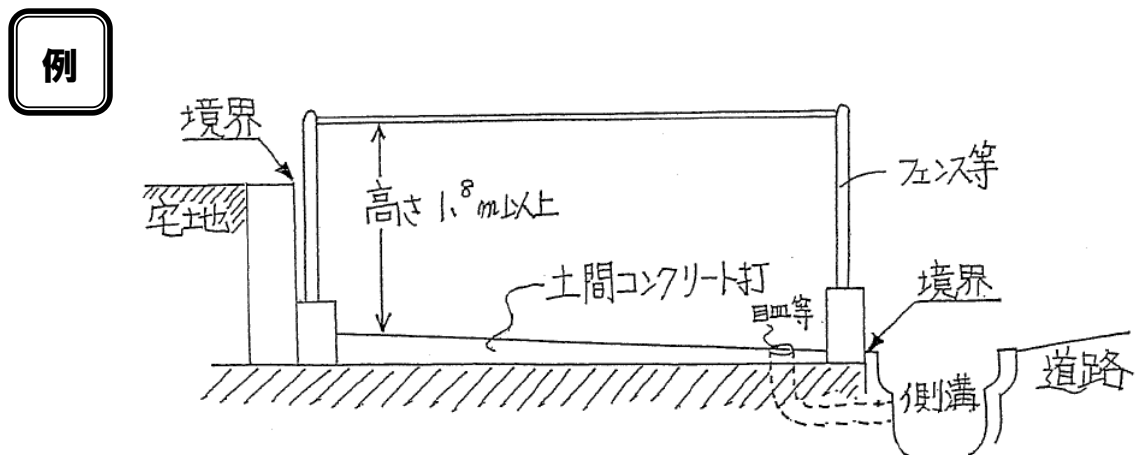
2. 構造

- ① ごみ集積所の高さは1.8m以上とし、間口の広さおよび奥行きは60cm以上の立ち入りが容易な構造とすること。ごみ集積所の入口は引き戸の構造が望ましい。
- ② 概ね4戸以下の場合、既製品の設置を可能とする。既製品を設置する場合は、アンカーボルト等で十分に固定し、構造については①以外の要件に従って設置すること。
- ③ ごみ集積所の扉を開けた時に、扉や取手等が敷地からはみ出ない構造とすること。また、内開きにする場合、扉の可動範囲は有効面積には含めない。
- ④ 猫やカラス等による生ごみ散乱防止のため、フェンスなどの耐久性に優れたもので全面を囲むこと。（フェンスの網目はなるべく小さいものにし、ブロックとフェンス等の各所の隙間は5cm以下とするなど、小動物が入らない構造とすること。）
- ⑤ ごみ集積所の壁に隣地の土圧がかからないようにすること。
- ⑥ コンクリートブロックを利用する場合は、120mm以上の厚みのある製品を利用すること。
- ⑦ ごみ集積所用地に隣地からの排水が流れ込まない構造とすること。
- ⑧ 土間コンクリート及び排水設備を施し、ごみ集積所用地の排水が排水溝に向かって流れるようにすること。排水溝にはごみが流れ込まないよう目皿等（直径75mm以上）をつけること。
- ⑨ 排水に雨水が流入する場合は、排水管を側溝に接続すること。その場合は、建設課と協議を行うこと。
- ⑩ 排水に雨水が流入しない場合は、排水管を下水道に接続すること。その場合は、下水道課と協議を行うこと。
- ⑪ 排水を直接農業用水路へ放流する場合は、水利権者と協議を行うこと。

↳裏面へ続く

3. その他

- ① 管理及び清掃は、使用者または管理会社で行うこと。
- ② ごみ集積所用地は分筆し、市に帰属するか、利用者全員の共有または不動産会社の名義とし、利用者の使用权に配慮すること。
- ③ 協議の際はごみ集積所用地の境界、周辺状況および市への帰属の有無を明示すること。
- ④ ごみ集積所用地を市へ帰属する場合、ごみ集積所の機能に必要な余剰地を含めないようにすること。
- ⑤ ごみ集積所用地を市へ帰属する場合、建築物を含めないようにすること。
- ⑥ 集積所看板が必要な場合は環境政策課へ連絡すること。



※ 不明な点は、糸島市役所環境政策課 (Tel092-332-2068) へお問い合わせください。